

防衛庁顧問の設置に関する訓令を次のように定める。

昭和 60 年 12 月 24 日

防衛庁長官 加 藤 紘 一

防衛省顧問及び防衛省参与の設置に関する訓令

改正

平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号

平成 21 年 9 月 1 日省訓第 55 号

防衛庁顧問の設置に関する訓令（昭和 51 年防衛庁訓令第 27 号）の全部を改正する。

（顧問）

第 1 条 防衛省に、防衛省顧問（以下「顧問」という。）若干名を置くことができる。

第 2 条 顧問は、防衛省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

第 3 条 顧問は、非常勤とする。

第 4 条 顧問は、防衛大臣が任命する。

（参与）

第 5 条 防衛省に、防衛省参与（以下「参与」という。）若干名を置くことができる。

第 6 条 参与は、防衛省の所掌事務のうち特に定める重要な事項に参与する。

第 7 条 参与は、非常勤とする。

第 8 条 参与は、防衛大臣が任命する。

附 則（昭和 60 年 12 月 24 日庁訓第 46 号）

この訓令は、昭和 60 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 1 日省訓第 55 号）

この訓令は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。